

## 第28 特定小規模施設用自動火災報知設備（令第29条の4、平成20年総務省令第156号関係）

### 1 用語の定義

(1) 特定小規模施設とは、次に掲げる防火対象物又はその部分をいう。

ア 令第21条第1項（第3号から第6号まで、第8号、第11号、第12号、第14号及び第15号を除く。）に掲げる防火対象物又はその部分のうち、延べ面積又は床面積が300㎡未満のもの

イ 令別表第1(16)項イに掲げる防火対象物のうち、次に掲げる防火対象物の用途に供される部分が存するもの（延べ面積が300㎡以上のものにあつては、小規模特定用途複合防火対象物（令第21条第1項第7号及び第8号に掲げる防火対象物を除く。）であつて、次に掲げる防火対象物の用途に供される部分（同項第5号、第11号、第12号、第14号及び第15号に掲げる防火対象物の部分を除く。）及び規則第23条第4項第1号へに掲げる部分以外の部分が存しないものに限る。）

(ア) 令別表第1(2)項ニ、(5)項イ並びに(6)項イ(1)から(3)まで及びロに掲げる防火対象物

(イ) 令別表第1(6)項ハに掲げる防火対象物（利用者を入居させ、又は宿泊させるものに限る。）

(ウ) 令別表第1(9)項イに掲げる防火対象物（延べ面積が200㎡以上のものに限る。）

(エ) 令別表第1(2)項又は(3)項に掲げる防火対象物の地階又は無窓階で、当該用途に供される部分の床面積の合計が100㎡以上のもの

(オ) (ア)から(エ)までに掲げるもののほか、令別表第1に掲げる防火対象物の地階又は2階以上の階のうち、駐車のために供する部分の存する階（駐車する全ての車両が同時に屋外に出ることができる構造の階を除く。）で、当該部分の床面積が200㎡以上300㎡未満のもの

ウ 前イに掲げる防火対象物以外の令別表第1(16)項イに掲げる防火対象物（同表(5)項イ及びロに掲げる用途以外の用途に供される部分が存せず、かつ、(5)項イに掲げる用途に供される部分の床面積が300㎡未満のものに限る。）のうち、延べ面積が300㎡以上500㎡未満のもの

(2) 特定小規模施設用自動火災報知設備（以下「特小自火報」という。）とは、特定小規模施設における火災が発生した場合において、当該火災の発生を感知し、及び報知するための設備をいう。

(3) 無線式感知器とは、火災報知設備の感知器及び発信機に係る技術上の規格を定める省令（昭和56年自治省令第17号。以下「感知器省令」という。）第2条第19号の4に規定する無線によって火災信号又は火災情報信号を発信するものをいう。

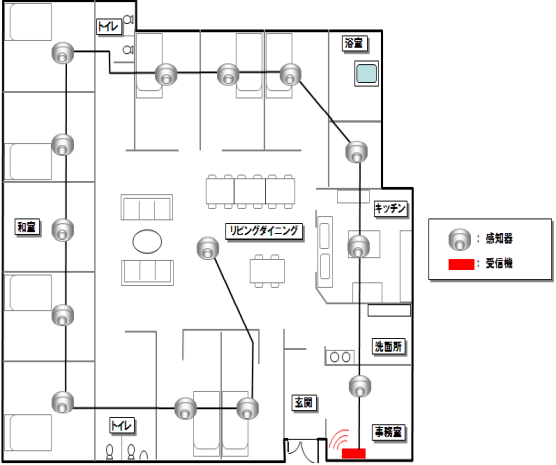
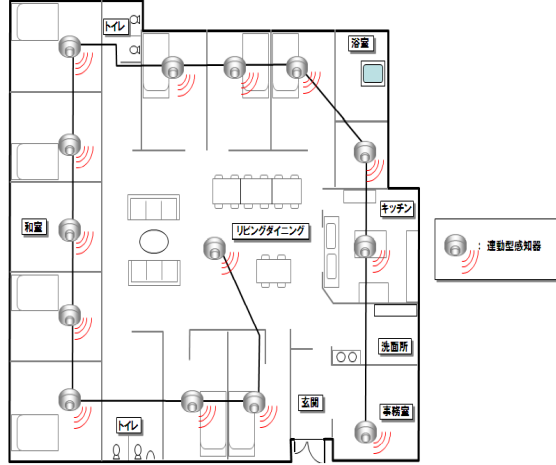
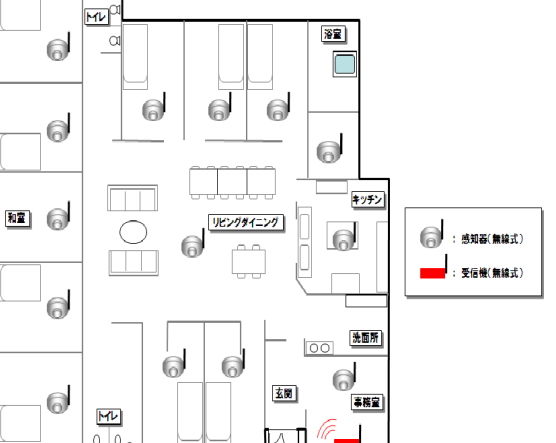
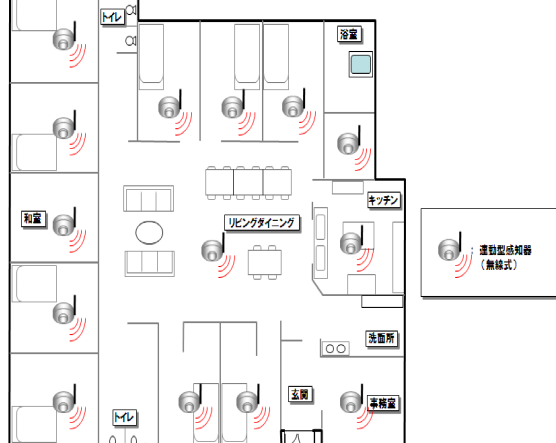
(4) 警報機能付感知器とは、感知器省令第2条第19号の5に規定する火災の発生を感知した場合に火災信号を発信する感知器で、火災が発生した旨の警報を発する機能を有するものをいう。

(5) 連動型警報機能付感知器とは、感知器省令第2条第19号の6に規定する警報機能付感知器で、火災の発生を感知した場合に火災信号を他の感知器に発信する機能及び他の感知器からの火災信号を受信した場合に火災警報を発する機能を有するものをいう。

(6) 新感知器とは、感知器省令第8条第18号ハに規定する火災の発生した警戒区域を特定できる連動型警報機能付感知器であり、かつ、第43条第1項第1号レの規定により「火災発生区域特定機能付き」と表示されたものをいう。

### 2 構成

特小自火報の構成は、次の例による。

<p>1 P型2級受信機のうち接続することができる回線が一の受信機を設けた特定小規模施設用自動火災報知設備</p>	<p>2 連動型警報機能付感知器による特定小規模施設用自動火災報知設備</p>
	
<p>3 無線式の感知器及び受信機による特定小規模施設用自動火災報知設備</p>	<p>4 無線式の連動型警報機能付感知器による特定小規模施設用自動火災報知設備</p>
	

### 3 警戒区域

(1) 令第21条第2項第1号及び第2号の規定の例によること。

(2) 警戒区域が2以上で、全ての感知器を連動型警報機能付感知器とする場合にあっては、当該感知器を新感知器とすること。

### 4 感知器

#### (1) 設置場所

次のアからウまでに掲げる場所の天井（天井のない場合にあっては、屋根）又は壁（アに掲げる場所（床面積が30㎡以下のものに限る。）の屋内に面する部分に、有効に火災の発生を感知することができるように設けること。

ア 建基法第2条第4号に規定する居室及び床面積が2㎡以上の収納室

イ 倉庫、機械室その他これらに類する室

ウ 階段及び傾斜路、廊下及び通路並びにエレベーターの昇降路、リネンシュート及びパイプダクトその他これらに類するもの（次に掲げる防火対象物又はその部分の内部に設置されている場合に限る。）

(ア) 前1(1)ア及びイに掲げる防火対象物又はその部分のうち、令別表第一(2)項ニに掲げる防火対象物の用途に供されるもの

(イ) 前1(1)ウに掲げる防火対象物

(ウ) 規則第23条第4項第7号へに規定する特定一階段等防火対象物（(ア)及び(イ)に掲げるものを除く。）

(エ) 警戒区域が二以上の防火対象物（(ア)から(ウ)までに掲げるものを除く。）

## (2) 設置方法

規則第23条第4項各号（第1号ハ、第4号から第5号まで、第7号ニ、第7号の2、第7号の3、第7号の5、第7号の6及び第9号を除く。）及び同条第5項から第7項、第24条第7号並びに第24条の2第2号の規定の例によるほか、次に定めるところにより設けること。

なお、適応感知器の選択方法及び設置方法の運用については、第10 自動火災報知設備2を準用すること。

ア 差動式スポット型、定温式スポット型又は補償式スポット型その他の熱複合式スポット型の感知器は、天井又は壁の屋内に面する部分（天井のない場合にあつては、屋根又は壁の屋内に面する部分。以下同じ。）の次のいずれかの位置に設けること。

(ア) 壁又ははりから0.4m以上離れた天井の屋内に面する部分

(イ) 天井から下方0.15m以上0.5m以内の位置にある壁の屋内に面する部分

イ 煙感知器は、天井又は壁の屋内に面する部分の次のいずれかの位置に設けること。

(ア) 壁又ははりから0.6m以上離れた天井の屋内に面する部分

(イ) 天井から下方0.15m以上0.5m以内の位置にある壁の屋内に面する部分

ウ 熱煙複合式スポット型感知器は、廊下、通路、階段及び傾斜路を除く感知区域（それぞれ壁又は取付け面から0.4m（煙感知器を設ける場合にあつては、0.6m）以上突出したはり等によって区画された部分をいう。）ごとに、その有する種別及び取付け面の高さに応じて、規則第23条第4項第3号ロ及び第7号ホの表で定める床面積のうち、最も大きい床面積につき1個以上の個数を、火災を有効に感知するように設け、かつ、天井又は壁の室内に面する部分の次のいずれかの位置に設けること。

(ア) 壁又ははりから0.6m以上離れた天井の屋内に面する部分

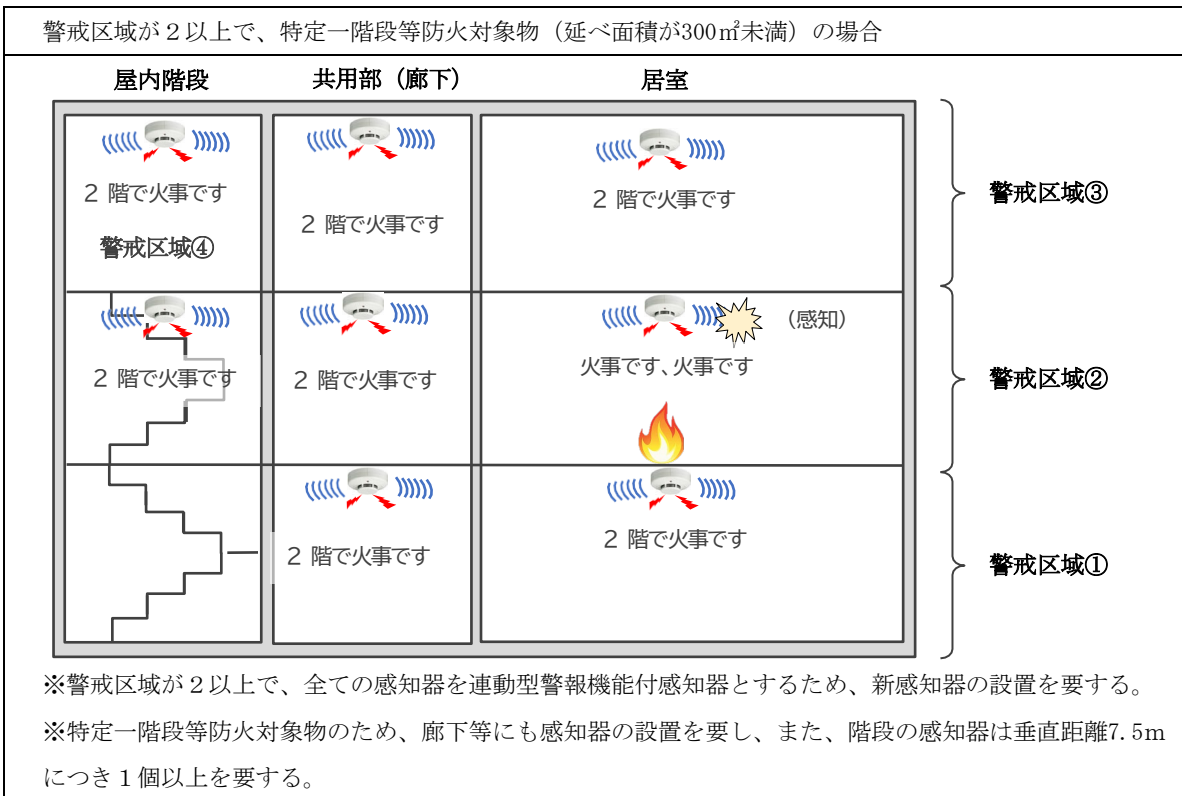
(イ) 天井から下方0.15m以上0.5m以内の位置にある壁の屋内に面する部分

## (3) 新感知器の火災警報

ア 新感知器の火災警報は、警報音並びに火災である旨及び火災の発生場所を周知する音声を組み合わせたものであり、火災の発生場所に関するメッセージとしては、火災を感知した階又は階段とすることで足りるものであること。また、日本語を母国語としない人に配慮したメッセージを日本語のメッセージの後に付加することも可能とするが、メッセージはできる限り短くすること。

例：「ピー、ピー、ピー。3階で火事です。Fire、Fire。」

なお、感知器の設置場所等については次の例を参考とすること。



イ 令第9条の適用により、一の防火対象物に二の特定小規模施設が存することとなる場合の各特定小規模施設の新感知器の連動については、法令上の義務はないものの、防火対象物全体に火災警報を伝達することが望ましいことから、自動火災報知設備の設置義務がない部分にも、新感知器を技術上の基準の例により設置し、連動させるよう指導すること。

ウ 一の特定小規模施設が隔てられた場所に存する場合、関係者が異なっても新感知器の連動を要するもの。  
 なお、この場合も前イと同様に設置義務のない用途や部分にも連動できる感知器を設置するよう指導すること。

エ 特定小規模施設において、特小自火報が特小省令等に定める技術基準に従い設置されているときは、令第24条第1項ただし書又は第2項ただし書を適用し、その有効範囲内の部分については、令第24条による非常警報器具又は非常警報設備の設置を要しないもの。

## 5 受信機

規則第24条第2号（ハ及びチを除く。）、第6号から第8号及び第24条の2第1号の規定の例によるほか、次によること。ただし、全ての感知器が連動型警報機能付感知器である場合には、受信機を設けないことができる。

### (1) 設置場所

ア 規則第12条第1項第8号に規定する防災センター等に設けること。

なお、防災センター等その他これらに類する場所が存しない場合にあつては、火災表示を容易に確認できる場所に設けること。

イ アによるほか、第10 自動火災報知設備1を準用すること。

### (2) 電源

電池以外から供給される電力を用いる場合にあつては、蓄電池又は交流低圧屋内幹線から、他の配線を分岐させずにとることとし、当該電力を用いない場合にあつては、電池を用いること。ただし、電池以外から供給される電力を用いる場合において、当該電力が正常に供給されていることを確認できるときは、当該常用電源を分電盤との間に開閉器が設けられていない配線からとることができる。

### (3) 非常電源

規則第24条第4号の規定の例によるほか、第10 自動火災報知設備1(2)を準用すること。

なお、前5ただし書により、受信機を設けない場合においては、次のア又はイに定める電池を非常電源とすることができる。

ア 連動型警報機能付感知器の電源に電池を用いる場合において、当該電池の電圧が連動型警報機能付感知器を有効に作動できる電圧の下限値となった旨を、72時間以上点滅表示等により自動的に表示し、又は音響により伝達した後、当該連動型警報機能付感知器を1分間以上有効に作動することができること。

イ 連動型警報機能付感知器の電源が電池以外から供給される電力を用いるものである場合において、当該電源が停電した後、連動型警報機能付感知器を10分以上有効に作動することができる容量の電池が設けられていること（電源が停電した時、自動的に電源から非常電源に切り替えられ、かつ、電源が復旧した時、自動的に非常電源から電源に切り替えられるものに限る。）。

### 6 中継器

規則第23条第9項、第24条第7号並びに第24条の2第1号ニ及び第3号の規定の例によるほか、第10 自動火災報知設備3を準用すること。

### 7 発信機

受信機を設ける場合（P型2級1回線及びGP型2級1回線を除く。）は、規則第24条第8号の2及び第24条の2第3号の規定の例によるほか、第10 自動火災報知設備4を準用し、発信機を設けること。

### 8 地区音響装置

受信機を設ける場合（P型2級1回線及びGP型2級1回線を除く。）は、規則第24条第5号及び第5号の2の規定の例によるほか、第10 自動火災報知設備5を準用し、地区音響装置を設けること。

### 9 配線及び工事方法

(1) 規則第24条第1号（イを除く。）の規定の例によるほか、感知器又は発信機からはずれ又は断線した場合には、その旨を確認できるように措置されていること。

(2) 前(1)によるほか、第10 自動火災報知設備8を準用すること。

### 10 工事・検査・指導時の留意事項について

(1) 次の場合、令第36条の2に規定する消防設備士でなければ行ってはならない工事又は整備には該当しないが、電波の受信状況の確認が必要なことから、努めて甲種第4類又は乙種第4類消防設備士等を実施させるよう、関係者に指導すること。

ア 特定小規模施設用自動火災報知設備の設置及び維持に関する技術上の基準（平成20年消防庁告示第25号）により、全ての感知器が連動型警報機能付感知器であって、受信機を設けない場合（6により中継器を設置するものを除く。）

イ 連動型警報機能付感知器の電池の交換

(2) 火災感知時に連動型警報機能付感知器の警報停止ボタンを操作した場合は、一定時間再鳴動されないことから、火災の確認を行わずに警報停止ボタンを操作しないよう、関係者に指導すること。

(3) 新感知器を用いるものにあつては、次の事項に留意すること。

ア 防火対象物の構造等によっては、新感知器の電波が届かず、防火対象物全体に火災の発生を報知することができない状況も想定されるため、事前に設置場所の電波の受信状況を確認したうえで設置すること。

イ 製品により、連動が可能な感知器の個数に上限があることに留意すること。

ウ 警戒区域ごとにいずれかの感知器を作動させ、全ての感知器が連動し、メッセージが適正に設定されていることを確認すること。

エ 検査時に、無線の通信状況により連動しない新感知器があった場合、特小自火報の技術上の基準に適合しない

ものとして取り扱うもの。

11 維持管理

- (1) 常用電源、非常電源及び予備電源は、規則第24条の2第4号の規定の例により維持すること。
- (2) アナログ式特定小規模施設用自動火災報知設備にあっては、規則第24条の2第5号の規定の例により維持すること。
- (3) 火災が発生した旨の信号を無線により発信し、又は受信する感知器、中継器、受信機、地区音響装置又は発信機を用いる場合にあっては、規則第24条の2第6号の規定の例により維持すること。

無線式の通信状態の維持管理等の機能例

1. 無線式自動火災報知設備の場合（168時間以内ごとの定期通信による管理）	2. 連動型感知器による無線式特定小規模施設用自動火災報知設備の場合
<div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="width: 30%;"> <p><b>感知器（無線式）</b></p> <p>（正常時）</p> <p>168時間以内ごとに自動で中継器又は受信機に無線設備の発信状態を伝える信号を発信。</p> </div> <div style="width: 30%;"> <p><b>中継器（無線式）</b></p> <p>168時間以内ごとに無線式の感知器から発信される信号を中継する。</p> </div> <div style="width: 30%;"> <p><b>受信機（無線式）</b></p> <p>168時間以内ごとに無線式の感知器から発信される信号を受信。</p> </div> </div> <hr/> <p>（中継器において受信する感度が受信感度以下の場合）</p> <p>168時間以内ごとに自動で中継器又は受信機に無線設備の発信状態を伝える信号を発信。</p> <p>受信感度以下である旨を受信機に発信。</p> <p>異常である旨の信号を受信して音響装置及び表示灯が作動する。</p> <p>音響</p> <p>表示</p> <hr/> <p>（中継器において発信する感度が受信感度以下の場合）</p> <p>168時間以内ごとに自動で中継器又は受信機に無線設備の発信状態を伝える信号を発信。</p> <p>感知器からの中継ができない。</p> <p>受信感度以下であることで音響装置及び表示灯が作動する。</p> <p>音響</p> <p>表示</p>	<div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="width: 30%;"> <p><b>連動型感知器（無線式）</b></p> <p>（火災警報時）</p> <p>火災感知</p> <p>この感知器で警報を停止した場合のみ全ての感知器の警報が停止する。</p> </div> <div style="width: 30%;"> <p><b>連動型感知器（無線式）</b></p> <p>連動して火災警報を発する。この感知器の警報を停止しても火災感知した感知の警報は停止しない。</p> </div> <div style="width: 30%;"> <p><b>連動型感知器（無線式）</b></p> <p>連動して火災警報を発する。この感知器の警報を停止しても火災感知した感知の警報は停止しない。</p> </div> </div> <hr/> <p>（手動で確認する場合の正常時）</p> <p>火災信号の発信を容易に確認できる装置により無線設備の発信状態を伝える信号を発信。</p> <p>連動して警報を発するか、電波が正常であること等で知らせる。</p> <p>連動して警報を発するか、電波が正常であること等で知らせる。</p> <hr/> <p>（受信する感度が受信感度以下の場合）</p> <p>火災信号の発信を容易に確認できる装置により無線設備の発信状態を伝える信号を発信。</p> <p>微弱な電波を知らせるか、電波到達がなければ反応しない等。</p> <p>微弱な電波を知らせるか、電波到達がなければ反応しない等。</p>

12 条例の規定により設置する場合の取扱い

条例の規定により設置義務が生じる通常用いられる消防用設備等に代えて、特小自火報を設置する場合、次に掲げる条件により、条例第59条の規定に基づく消防用設備等の基準に係る特例を適用し、特小自火報を用いることができることとする。

(1) 適用対象

条例第51条第1項第1号から第3号までに掲げる防火対象物で、延べ面積が500㎡未満のもの

(2) 設置基準

特小自火報の感知器は、次に掲げる場所に設置すること。

- ア 防火対象物又はその部分のうち、延べ面積又は床面積が300㎡未満で、かつ、警戒区域が1のものは、前4(1)ア及びイに規定する場所
- イ 防火対象物又はその部分のうち、延べ面積又は床面積が300㎡以上のもの又は警戒区域が2以上のものは、前

4 (1)ア、イ及びウに規定する場所（ウ括弧書を除く。）

- (3) 新感知器を用いる場合の連動範囲については、令第29条の4に基づき設置する部分と本特例基準に基づき設置する部分が混在する場合、全ての新感知器を連動させること。
- (4) 令第21条の規定による設置義務である要件を除き、特小省令に適合していること。
- (5) 令第24条による非常警報器具及び非常警報設備については、令第32条を適用し、4 (3)エと同様とする。
- (6) 設置にあたっては、甲種消防設備士により法第17条の14の規定に準じた届出を行うこと。  
なお、前10(1)アによる場合にあつてはこの限りでない。
- (7) 設置したときは、法第17条の3の2の規定に準じた届出を行い、検査を受けること。  
なお、令第35条第1項各号に該当しない場合にあつても届け出るよう指導すること。
- (8) 設置後は、法第17条の3の3の規定に準じた点検を定期的に行い、その結果を報告すること。